

京都市告示第16号

京都市円山公園音楽堂条例第15条の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、京都市円山公園音楽堂の管理を次のとおり委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榎本頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
財団法人京都市音楽芸術文化振興財団	京都市左京区下鴨半木町1番地の26	<ol style="list-style-type: none">1 京都市円山公園音楽堂条例（以下「条例」という。）第2条の規定による使用許可に関すること。2 条例第10条第3項の規定による原状回復の検査に関すること。3 京都市円山公園音楽堂（以下「音楽堂」という。）を設置目的に従って利用に供すること。4 音楽堂の施設、附属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関すること。5 前各号に掲げるもののほか、音楽堂の管理等に関し、市長が必要と認める事項

(文化市民局文化部文化課)